

—家庭と学校と一緒に「**こども**の安全安心」を確かなものに—

富士根北中学校 危機対応マニュアル～家庭での対応～R7.4改正

1 台風等により富士宮市に暴風(雪)警報・大雨特別警報が出された時 〈登校前に警報が出されている場合〉 ※NHKの報道を参照

- ☐ 6:30の時点で「暴風警報」「大雨特別警報」が発令中の場合 → **自宅待機**
- ☐ 12:00(正午)以前に「暴風警報」「大雨特別警報」が解除された場合 → **登校**
- ☐ 12:00(正午)の時点で「暴風警報」「大雨特別警報」が解除されない場合 → **休校**

〈在校中に警報が出された場合〉

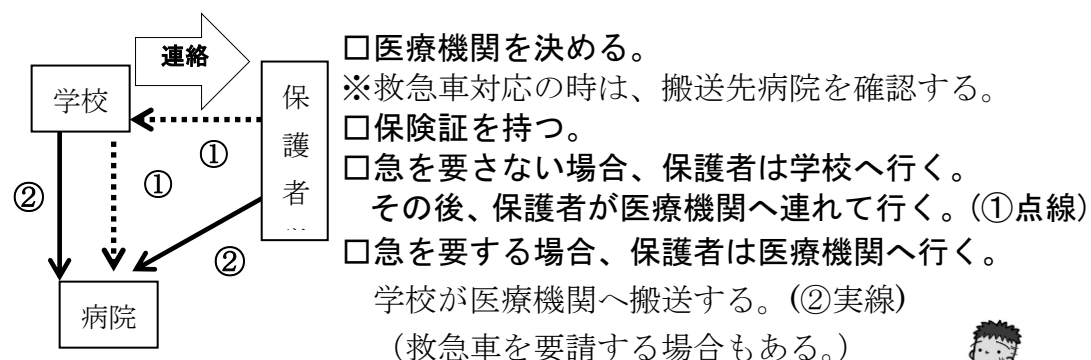
- ☐ 午前中は原則として学校にとどめる。
- ☐ 16:00を過ぎても下校できない場合は、一斉メールまたは、電話で迎えを依頼する。

※ その他の警報(大雨・洪水等)でも、地域の状況により登校が危険と判断される場合は、保護者の判断により自宅待機させてください。(学校に連絡をお願いします。)

- ☐ 「大雨(洪水)警報」発令時は、河川・用水路等の水量が増し、大変危険です。それらに近付かないようご指導ください。
- ☐ その他、気象状況により学校が危険と判断した場合は、休校や自宅待機、学校留め置きとなる場合があります。(対応については、メール配信等でお知らせします。)(土砂災害警戒情報や氾濫危険情報が出された場合、避難を最優先する地区があります。学校が避難所となっている場合は、安全を確保した上で登校させてください。)

3 学校でケガをした時・病気になった時

- ☐ 学校から保護者に連絡が入る。(ケガ・病気の具合を確認する。)



- ☐ 医療機関を決める。
※救急車対応の時は、搬送先病院を確認する。
- ☐ 保険証を持つ。
- ☐ 急を要さない場合、保護者は学校へ行く。
その後、保護者が医療機関へ連れて行く。(①点線)
- ☐ 急を要する場合、保護者は医療機関へ行く。
学校が医療機関へ搬送する。(②実線)
(救急車を要請する場合もある。)
- ☐ 受診後、結果を学校に報告する。

4 校外学習中にケガをした時・病気になった時

- ☐ 学校(担任)から連絡が入る。
(ケガや病気の具合、状況を確認する。今後の対応について確認する。)
- ※基本的には、**3**の場合と同様
- ※現地が遠距離で、迎えに駆けつけることが難しい場合は、学校と連絡をとり、対応してください。



富士宮警察署 23-0110
富士根交番 27-5136



富士宮市立富士根北中学校
電話 26-4342 FAX 22-1497

※緊急連絡先の変更は、早急にお知らせください。

※朝、登校しておらず、また安否の確認もできない場合には、職員が探索するとともに、警察にも協力依頼をします。

2 地震の時



令和元年5月より、南海トラフ沿いで観測される異常な現象を評価して発表される「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始されました。南海トラフ地震臨時情報は、想定震源域内で大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される情報です。

状況	南海トラフ地震臨時情報				地震発生
	「調査中」 発表時	「巨大地震警戒」 発表時	「巨大地震注意」 発表時	「調査終了」 発表時	震度5強以上
対応	☐ 原則として平常の活動を継続 ・在校時は引き渡し準備	☒ 原則として休校 ・在校時は引き渡し開始 ・下校できない生徒は留め置き ・在宅中は保護者の管理下での行動	☐ 原則として平常の活動を継続	☐ 原則として平常の活動に戻る	☒ 原則として休校 ・在校時は引き渡し開始(安全確認後) ・下校できない生徒は留め置き ・在宅中は保護者の管理下での行動
	《登下校時》 ☐ 地震発生時は、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守る。家(学校)に急いで避難する。 ※登下校時の安全確保のため、ブロック塀等危険な場所を こども と確認しておいてください。				
留意点	※対応については、県からの情報により変わることがあります。その場合、学校からメール配信等で連絡します。 ※引き渡しについては、徒歩で引き取りに来てください。来られないときは代理人をお願いしてください。				

5 不審者が出没した時

学校へ侵入	登下校時に出没	不審者情報
*安全確保 ※下校が危険な時や こども に動揺がある時は連絡し、引き渡しを行います。	☐ 大声で助けを求め、近くの家に避難、警察23-0110へ連絡を依頼する。(時間、場所、状況) ☐ 学校へ連絡する。 ※動揺がおさまってから登校させてください。	*一斉メールまたは、電話で連絡、安全確保の依頼 ※危険がある場合は、集団下校、引き渡し等の対応を判断し連絡します。

8 感染性疾患の疑いがある時

- ☐ 登校前に症状が見られる場合、感染症と診断された場合は、学校に連絡し、自宅待機する。(学校で症状が見られる場合は**3**、**4**と同様) ※医師から感染症でない判断された場合を除く
- ☐ **診断結果・検査キットの結果を学校へ報告する。**
「出席停止通知書(第15号様式)」 「出席停止解除にかかる証明書(第15号様式の2)」を学校から受け取る。

〈インフルエンザの診断を受けた場合〉

- ・(市内の医療機関の場合のみ) 医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」をもらう。もらわなかった場合は「出席停止解除にかかる証明書(第15号様式の3)」を学校から受け取る、または学校ホームページからダウンロードする。
 - ・発症日からの「体温記録表」を1日2回記録する。
 - ・発症日を0日目とし、発症後5日、かつ、解熱後2日経過後までは出席停止
- #### 〈新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合〉
- ・「出席停止解除にかかる証明書(第15号様式の4)」を学校から受け取る、または学校ホームページからダウンロードする。
 - ・発症日からの「体温記録表」を1日2回記録する。
 - ・発症日を0日目とし、発症後5日、かつ、症状が軽快後1日経過後までは出席停止

- ☐ 医療機関で指示された期間、または上記の期間は自宅待機する。
- ☐ 医師から出席停止解除の指示を受けたら、または自宅待機期間が終了したら、証明書を持って登校する。

6 交通事故が発生した時

- ☐ 保護者は現場に急行する。
- ☐ 状況に応じて救急車要請・応急処置
- ☐ 警察(学校)へ連絡
- ☐ けが人に同行
- ※学校職員による現場確認に協力してください。
(時刻、場所、状況などを学校へ連絡する)

7 危険動物の出没・校区での事件発生など

- ※登下校時に危険があると思われる時は、学校より一斉メールまたは電話連絡する。指示に従って行動する。

9 富士山噴火警報が発令された場合

- ☐ 情報収集に努め、指示に従って避難する。
- ☐ 噴火**警戒**レベルが3に引き上げられた場合、生徒の引き渡しを行い、休校措置をとる。

10 ミサイル発射に伴うJアラートが発令された場合(全国瞬時警報システム)

- ☐ 速やかな避難行動
- ☐ 正確かつ迅速な情報収集
- メッセージが流れたら落ち着いて、直ちに行動してください。
屋外にいる場合: できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
建物がない場合: 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
屋内にいる場合: 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

11 災害等による長時間の停電が発生している場合

- ☐ 原則として休校
- * 在校中の場合は、状況により下校、または引き渡しを行う。